第三十一条の三の表、第三十一条の五第二項及び第三十七条の六第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第十二中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第十五中「国籍」を「国籍等」に改め、同様式備考2中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第十六中「・国籍」を「・国籍等」に改め、同様式備考1中「本籍・国籍」を「本籍・国籍等」に、「国籍を記載」を「国籍等を記載」に改める。

別記様式第十七中「・国籍」を「・国籍等」に改め、同様式備考1中「本籍・国籍」を「本籍・国籍等」に改め、同様式備考2中「本籍・国籍」を「本籍・国籍等」に、「国籍を記載」を「国籍等を記載」に改める。

別記様式第十七の三、別記様式第十八及び別記様式第十八の二中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第十九の三の五備考及び別記様式第十九の三の六備考1中「国籍を記載」を「国籍等を記載」に改める。

別記様式第十九の三の八中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第十九の四の二中「・国籍」を「・国籍等」に改め、同様式備考2中「本籍・国籍」を「本籍・国籍等」に、「国籍を記載」を「国籍等を記載」に改める。

別記様式第二十中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記様式第二十三備考1中「国籍を記載」を「国籍等を記載」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に受けた道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果について、この府令による改正前の道路交通法施行規則（以下「旧府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が三十六以上である者は、この府令による改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

3　この府令の施行前に交付された仮運転免許証、出頭命令書及び免許証保管証の様式については、新府令別記様式第十五、別記様式第十九の三の五、別記様式第十九の三の六及び別記様式第二十三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十二及び第百八条の三十二の二第六項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ及び第四項第一号ハ並びに第三十七条の六第二号の規定に基づき、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「国籍等」の下に「（以下「国籍等」という。）」を加える。

第十二条第一項第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第二条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国籍等」の下に「（以下「国籍等」という。）」を加える。

第六条第一項第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

（運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正）

第三条　運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の表一の項中「零以下」を「七十六以上」に改める。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第四条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「国籍」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則第二条第一項第二号の規定の適用については、この規則の施行前に受けた道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十五年内閣府令第二号。以下「改正府令」という。）による改正前の道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）（以下「旧府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下である者は、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上である者とみなし、旧府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零を超える者は、新府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満である者とみなす。

告　示

○文部科学省告示第一号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十五年一月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

位　置	専修学校名	課程名
北海道	愛犬美容看護専門学校	文化・教養専門課程　トリマー夜間科
	旭川調理師専門学校	衛生専門課程　調理師養成科
	旭川福祉専門学校	医療専門課程　医薬福祉学科
	帯広コア専門学校	商業実務専門課程　医療ビジネス科
	札幌医学技術福祉歯科専門学校	医療専門課程　臨床工学技士科
		医療専門課程　言語聴覚士科
		医療専門課程　歯科衛生士科